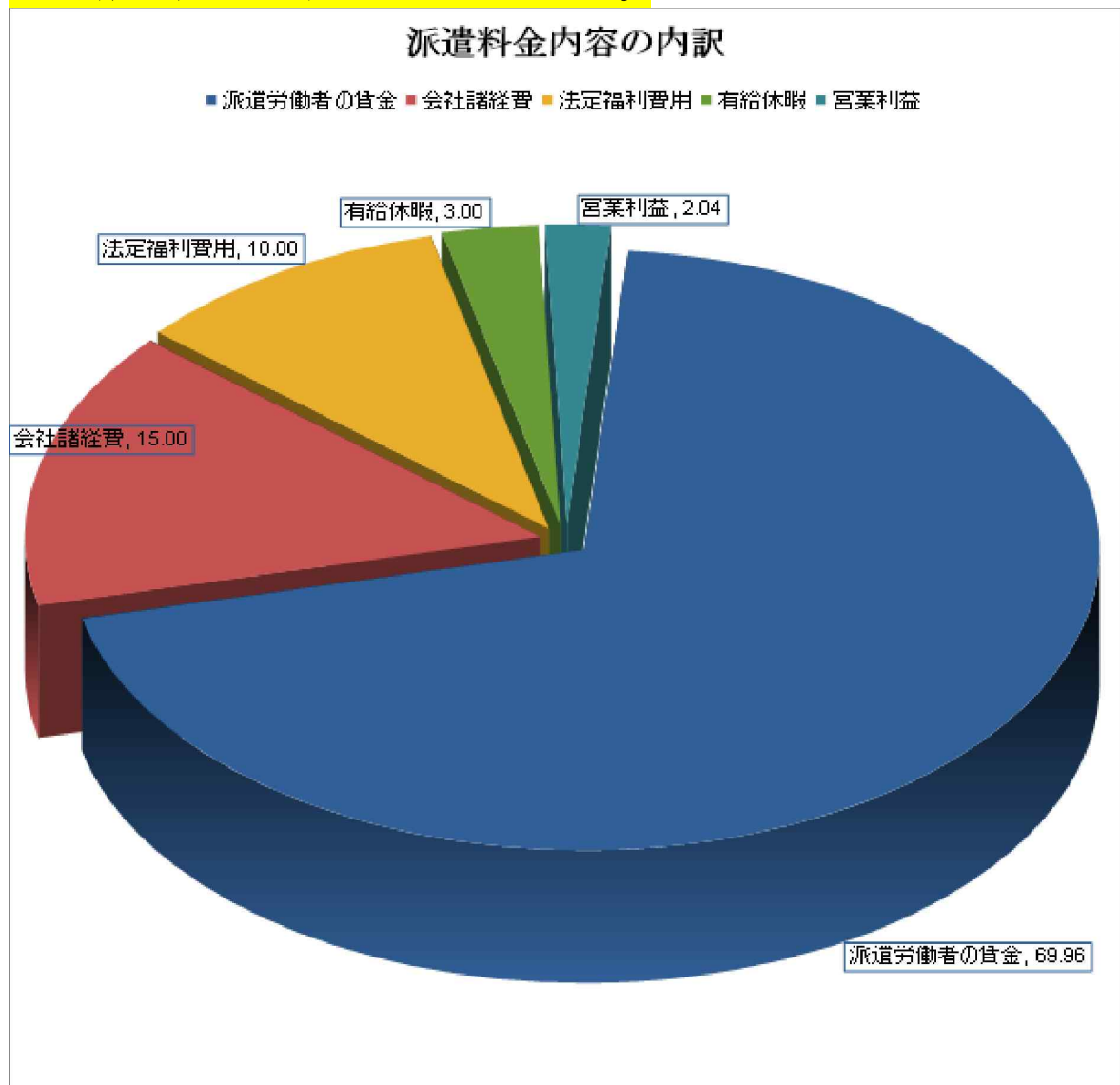


マージン率とは？

派遣先から報酬として受け取る【派遣料金】から、派遣スタッフさんの【お給料】を差し引いた差額割合はマージン率といいます。しかし、全てが会社の利益というわけではありません。



職種、業種によってマージン率は異なりますが、

■ マージン率に含まれる主な経費

- ・健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料等の会社負担分
- ・取得する年次有給休暇にかかる賃金の充当
- ・教育訓練費（情報セキュリティ教育、個人情報保護、新規採用者への訓練費）
- ・営業、管理にあたる社員の人件費、車両費等
- ・一般健康診断および生活習慣病健診の受診費
- ・オフィス内管理システムの維持費や光熱費、通信費等の維持費

マージン率等の情報提供について

① 令和3年7月1日付け 派遣労働者数

95人

② 令和3年7月1日付け 派遣先事業所数(実数)

16事業所

③ 令和2年度(2019年11月1日～2020年10月31日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

15,786円(8時間 全業務平均)

④ 令和2年度(2019年11月1日～2020年10月31日) 派遣労働者の賃金の額の平均額

11,044円(8時間 全業務平均)

⑤ 雇用安定措置を講じた人数

11人

⑥ 令和元年度(2019年11月1日～2020年10月31日) マージン率

30.0%

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

※百分率(%)表記にした場合に、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入すること。
 ※マージン率の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。
 ※また、マージン率に含めている教育訓練に要する経費、福利厚生費、社会保険料等の事項についても示すなど、派遣労働者が自社のマージン率について理解しやすくすることが望ましい。

⑦ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (全ての派遣労働者)

当該労使協定の有効期間の終期 (令和 4年 3月 31日)

 締結していない

※協定の締結の有無等の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。

⑧ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 (注)キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
安全教育、禁止事項、5S、ビジネススキル等	雇入時	OFF-JT	無償	有給
能力アップ (技術確認研修)	派遣中	OJT	無償	有給
資格取得支援	派遣中	専門機関による講習	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先

相談窓口 リリョク 電話番号 06-6252-6789

⑨ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

社宅あり

事業所名 東昇国際株式会社
 許可番号 派27-304461